

日南市現行相当介護サービス事業実施の一部改正

改 正	現 行				
第 1 条～第 4 条 略	第 1 条～第 4 条 略				
第 5 条 現行相当介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準は、別表のとおりとする。 <u>ただし、令和三年九月三十日までの間は別表単位数表の訪問介護相当サービス費（１）～（７）まで、通所介護相当サービス費（１）～（４）について、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</u>	第 5 条 現行相当介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準は、別表のとおりとする。				
2 加算算定に必要な要件については、介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年三月十五日厚生労働省告示第七十二号）に準じる。					
第 6 条～第 10 条 略 別表（第 5 条関係）	第 6 条～第 10 条 略 別表（第 5 条関係）				
1 訪問介護相当サービス費	1 訪問介護相当サービス費				
（１）訪問型サービスⅠ	<u>1,176単位</u>	要支援１・２及び事業対象者が週 1 回程度の訪問サービスを利用した場合の 1 月につき	（１）訪問型サービスⅠ	<u>1,172単位</u>	要支援１・２及び事業対象者が週 1 回程度の訪問サービスを利用した場合の 1 月につき
（２）訪問型サービスⅡ	<u>2,349単位</u>	要支援１・２及び事業対象者が週 2 回程度の訪問サービスを利用した場合の 1 月につき	（２）訪問型サービスⅡ	<u>2,342単位</u>	要支援１・２及び事業対象者が週 2 回程度の訪問サービスを利用した場合の 1 月につき
（３）訪問型サービスⅢ	<u>3,727単位</u>	要支援 2 及び事業対象者が週 2 回を超える程度の訪問サービスを利用した場合の 1 月につき	（３）訪問型サービスⅢ	<u>3,715単位</u>	要支援 2 及び事業対象者が週 2 回を超える程度の訪問サービスを利用した場合の 1 月につき
（４）訪問型サービスⅣ	<u>268単位</u>	要支援 1・2 及び事業対象者が 1 月の中で 4 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき	（４）訪問型サービスⅣ	<u>267単位</u>	要支援 1・2 及び事業対象者が 1 月の中で 4 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
（５）訪問型サービスⅤ	<u>272単位</u>	要支援 1・2 及び事業対象者が 1 月の中で 5 回から 8 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき	（５）訪問型サービスⅤ	<u>271単位</u>	要支援 1・2 及び事業対象者が 1 月の中で 5 回から 8 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
（６）訪問型サービスⅥ	<u>287単位</u>	要支援 2 及び事業対象者が 1 月の中で 9 回から 12 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき	（６）訪問型サービスⅥ	<u>286単位</u>	要支援 2 及び事業対象者が 1 月の中で 9 回から 12 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
（７）訪問型短時間サービス	<u>167単位</u>	要支援 1・2 及び事業対象者が主に身体介護を行う場合の 1 回につき 1 月につき 22 回まで算定可能	（７）訪問型短時間サービス	<u>166単位</u>	要支援 1・2 及び事業対象者が主に身体介護を行う場合の 1 回につき 1 月につき 22 回まで算定可能
（８）～（11） 略			（８）～（11） 略		
注 1 （１）から（７）について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は所定単位数に <u>10／100</u> を減算する。	注 1 （１）から（７）について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は所定単位数に <u>90／100</u> を乗じる。				
注 2～注 7 略	注 2～注 7 略				
2 通所介護相当サービス費	2 通所介護相当サービス費				
（１）通所型サービス 1	<u>1,672単位</u>	要支援 1 及び事業対象者が週 1 回程度の通所サービスを利用した場合の 1 月につき	（１）通所型サービス 1	<u>1,655単位</u>	要支援 1 及び事業対象者が週 1 回程度の通所サービスを利用した場合の 1 月につき

(2) 通所型サービス 2			3,428単位	要支援 2 及び事業対象者が週 2 回程度の通所サービスを利用した場合の 1 月につき
(3) 通所型サービス1回数			384単位	要支援 1 及び事業対象者が 1 月の中で 4 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
(4) 通所型サービス2回数			395単位	要支援 2 及び事業対象者が 1 月の中で 5 回から 8 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
(5) ～ (6) 略				
(7) 栄養アセスメント加算			50単位	1 月につき
(8) 栄養改善加算			200単位	1 月につき
(9) 口腔機能向上加算Ⅰ			150単位	1 月につき
(10) 口腔機能向上加算Ⅱ			160単位	1 月につき
(11)選択的サービス複数実施加算	ア 選択的サービス複数実施加算	(ア) 運動機能向上及び栄養改善	480単位	1 月につき
		(イ) 運動機能向上及び口腔機能向上	480単位	1 月につき
		(ウ) 栄養改善及び口腔機能向上	480単位	1 月につき
	イ 略			
(12)事業所評価加算			120単位	1 月につき
(13)サービス提供体制強化加算	ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①要支援 1 ・事業対象者	88単位	1 月につき
		②要支援 2 ・事業対象者	176単位	1 月につき
	イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	①要支援 1 ・事業対象者	72単位	1 月につき
		②要支援 2 ・事業対象者	144単位	1 月につき
	(省く)			
	ウ サービス提供体制加算(Ⅲ)	①要支援 1 ・事業対象者	24単位	1 月につき
		②要支援 2 ・事業対象者	48単位	1 月につき
(14)生活機能向上連携加算Ⅰ (3月に1回を限度)			100単位	1 月につき

(2) 通所型サービス 2			3,393単位	要支援 2 及び事業対象者が週 2 回程度の通所サービスを利用した場合の 1 月につき
(3) 通所型サービス1回数			380単位	要支援 1 及び事業対象者が 1 月の中で 4 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
(4) 通所型サービス2回数			391単位	要支援 2 及び事業対象者が 1 月の中で 5 回から 8 回までのサービスを利用した場合の 1 回につき
(5) ～ (6) 略				
(新設)				
(7) 栄養改善加算			150単位	1 月につき
(8) 口腔機能向上加算			150単位	1 月につき
(新設)				
(9)選択的サービス複数実施加算	ア 選択的サービス複数実施加算	(ア) 運動機能向上及び栄養改善	480単位	1 月につき
		(イ) 運動機能向上及び口腔機能向上	480単位	1 月につき
		(ウ) 栄養改善及び口腔機能向上	480単位	1 月につき
	イ 略			
(10)事業所評価加算			120単位	1 月につき
(新設)				
(11)サービス提供体制強化加算	ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①要支援 1 ・事業対象者	72単位	1 月につき
		②要支援 2 ・事業対象者	144単位	1 月につき
	イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	①要支援 1 ・事業対象者	48単位	1 月につき
		②要支援 2 ・事業対象者	96単位	1 月につき
	ウ サービス提供体制加算(Ⅱ)	①要支援 1 ・事業対象者	24単位	1 月につき
		②要支援 2 ・事業対象者	48単位	1 月につき
(新設)				

<u>(15)生活機能向上連携加算Ⅱ</u> *ただし、運動器機能向上連携加算を算定している場合		200単位 100単位	1月につき 1月につき
<u>(16)口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ</u> *6月に1回を限度		<u>20単位</u>	<u>1回につき</u>
<u>(17)口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ</u> *6月に1回を限度		5単位	1回につき
<u>(18)科学的介護推進体制加算</u>		<u>40単位</u>	1月につき
<u>(19)介護職員処遇改善加算</u>	ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位× 59/1000	
	イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位× 43/1000	
	ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位× 23/1000	
	エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位× 207/10000	
	オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	所定単位× 184/10000	
<u>(20)介護職員等特定処遇改善加算</u>	ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位× 12/1000	
	イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位× 10/1000	
注1～注8 略			

<u>(12)生活機能向上連携加算</u> *ただし、運動器機能向上連携加算を算定している場合		200単位 100単位	1月につき 1月につき
(新設)			
<u>(13)栄養スクリーニング加算</u> *6月に1回を限度		5単位	1回につき
(新設)			
<u>(14)介護職員処遇改善加算</u>	ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位× 59/1000	
	イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位× 43/1000	
	ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位× 23/1000	
	エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位× 207/10000	
	オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	所定単位× 184/10000	
<u>(15)介護職員等特定処遇改善加算</u>	ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位× 12/1000	
	イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位× 10/1000	
注1～注8 略			